

明治用水頭首工地区

明治用水頭首工洪水吐1号ゲート他製作・据付工事

特 別 仕 様 書

東海農政局矢作川総合第二期農地防災事業所

項 目	内 容	備 考
第1章 総則	<p>明治用水頭首工地区 明治用水頭首工洪水吐1号ゲート他製作・据付工事の施工に当たっては、農林水産省農村振興局制定「施設機械工事等共通仕様書」（以下「共通仕様書（施）」という。）及び「土木工事共通仕様書」（以下「共通仕様書（土）」という。）に基づいて、実施する。</p> <p>なお、共通仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。</p>	
第2章 工事内容		
1. 目 的	<p>本工事は、明治用水頭首工地区土地改良施設突発事故復旧事業計画に基づき、明治用水頭首工の洪水吐1号ゲートの据付及び洪水吐1号、洪水吐1号予備ゲートの戸当り製作・据付並びに維持放流ゲートの製作・据付、魚道ゲートの据付等を実施するものである。</p>	
2. 工事場所	<p>愛知県豊田市室町及び水源町地内</p>	
3. 工事概要	<p>本工事は、次のとおりである。</p> <p>(1) ゲート設備</p> <p>1) 洪水吐1号ゲート 1 門</p> <p>① 施工範囲 戸当り製作 (P1部側部・底部) 扉体、戸当り、開閉装置据付</p> <p>② 型 式 プレートガーダ構造ローラゲート</p> <p>③ 寸 法 純径間16.500m×堰高2.800m</p> <p>④ 開閉装置 電動チェーン式</p> <p>2) 洪水吐1号予備ゲート 1 門</p> <p>① 施工範囲 戸当り製作 (P1部側部・底部) 戸当り据付</p> <p>② 型 式 フローティングゲート</p> <p>③ 扉 高 3.8m</p> <p>3) 維持放流ゲート 1 門</p> <p>① 施工範囲 製作、据付</p> <p>② 型 式 プレートガーダ構造スライドゲート</p> <p>③ 寸 法 純径間1.300m×有効高1.200m</p> <p>④ 開閉装置 電動ラック式</p> <p>4) 魚道ゲート 1 門</p> <p>① 施工範囲 据付</p> <p>② 型 式 スライドゲート (既製品)</p> <p>③ 寸 法 純径間1.000m×有効高1.000m</p> <p>④ 開閉装置 手動ラック式</p> <p>(2) 鋼製付属設備</p> <p>1) 維持放流ゲート操作台防護柵 1 基</p> <p>① 施工範囲 製作、据付</p> <p>② 寸 法 縦 2.50m×横 3.60m×高さ 1.10m</p> <p>2) 踊り場 (P2) 1 基</p> <p>① 施工範囲 据付</p> <p>② 寸 法 1.085m×1.750m</p> <p>(3) 電気設備</p> <p>1) 仮配線撤去工 1 式</p> <p>2) 配管・配線復旧工 1 式</p> <p>3) 洪水吐1号・維持放流ゲート機側操作盤 1 面</p>	

項 目	内 容	備 考
<p>4. 工事数量</p> <p>5. 施工範囲</p>	<p>① 施工範囲 改造、据付 ② 寸 法 幅 1.200m×高さ 2.150m×奥行 0.6m</p> <p>別紙「工事数量表」のほか、第12章設計、第13章構造及び製作、第14章電気通信設備に示すとおりである。</p> <p>(1) 本工事の施工範囲は第2章3. 工事概要に示す設備の設計、製作、輸送、据付及び試運転調整までの一切とする。 (2) 次に示すものは本工事の施工対象外とするが、関連する別途工事（以降「関連工事」とする。）において施工される。 1) 仮締切及び水替工事（ただし、局所的に必要な水替は、本工事で行うものとする。） 2) 仮締切内道路（進入路）の設置・撤去及び補修工事 3) 既設巻上機室の新築工事 4) 本体工事（堰柱・門柱等復旧工事） 5) 水管理に係る電気配線 6) 水管理から行う総合試運転調整</p>	
<p>第3章 施工条件</p>		
<p>1. 協議条件の遵守</p>	<p>河川区域内の工事であるため、関係法令及び河川管理者との協議による条件を遵守しなければならない。</p>	
<p>2. 工程制限</p>	<p>関連工事及び河川管理者との協議条件等に基づき、次のとおり工程を制限する。 関連工事により仮締切及び仮締切内道路の設置を令和7年12月中旬までに完了させる予定であり、据付工事及び試運転調整を工期内に完了させるものとする。</p>	
<p>3. 工事期間中の休業日</p>	<p>工場製作及び現場据付の工事期間には、土曜日、日曜日、祝日、夏季休暇、年末年始休暇を見込んでいる。</p>	
<p>4. 作業時間の制限</p>	<p>周辺道路からの資材搬入は、午前9時以降から午後5時までとする。</p>	
<p>5. 施工しない時間帯</p>	<p>原則、平日の午後5時から午前8時まで。 なお、気象条件等により上記の施工しない時間帯においてやむをえず施工が必要となった場合は、監督職員と協議するものとする。</p>	
<p>6. 現場技術員</p>	<p>本工事は、共通仕様書(施)第1章1-1-11に規定している現場技術員を配置する。氏名等については、別に通知する。</p>	
<p>第4章 現場条件</p>		
<p>1. 関連工事</p>	<p>(1) 受注者は、次に示す関連工事の受注者と相互に協力し、施工しなければならない。 1) 土地改良施設突発事故復旧事業 明治用水頭首工地区 明治用水頭首工復旧その2工事（以下、関連工事という。） （令和5年8月30日～令和8年3月31日（予定）） (2) 関連工事との留意点は、次のとおりである。 1) 関連工事では、仮設工事（河川仮締切、水替え等）、堰柱・門柱復旧工事及び既設巻上機室の新築工事を施工する。このため、本工事の施工に当たっては、関連工事の工程に大きく影響を受けることから事前に施工時期、作業手順、施工範囲を十分に調整の上、工事を行わなければならない。 2) 関連工事によりP1巻上機室の新築を施工するため、本工事における</p>	

項 目	内 容	備 考																																				
<p>2. 土地改良財産</p> <p>3. 管理水位及び取水量</p>	<p>開閉装置及び機側操作盤の据付は、巻上機室新築工事前に作業を行わなければならない。</p> <p>3) 関連工事において既設水管理システムに係る電気配線と洪水吐1号、洪水吐2号ゲートの総合試運転調整を実施する。</p> <p>本工事区域の財産は、農林水産省所管の土地改良財産であるので、施工に当たり、施設に損傷を与えないよう十分配慮しなければならない。</p> <p>なお、施設に損傷を与えた場合は、速やかに監督職員に報告し、指示を受けるとともに受注者の負担において、補修しなければならない。</p> <p>本頭首工の管理水位及び取水量は、次のとおりであるが、関係機関及び管理者との調整により変更する場合がある。</p> <table border="1" data-bbox="432 633 1366 958"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th rowspan="2">管理水位 (m)</th> <th colspan="2">取水量 (m/s)</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>右岸</th> <th>左岸</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4月1日～4月14日</td> <td rowspan="7">29.8m ※制限水位は 30.3m</td> <td>7.02</td> <td>2.32</td> <td></td> </tr> <tr> <td>4月15日～4月30日</td> <td>33.98</td> <td>2.32</td> <td></td> </tr> <tr> <td>5月1日～5月20日</td> <td>33.98</td> <td>7.82</td> <td></td> </tr> <tr> <td>5月21日～9月5日</td> <td>33.98</td> <td>8.17</td> <td></td> </tr> <tr> <td>9月6日～9月30日</td> <td>7.02</td> <td>7.56</td> <td></td> </tr> <tr> <td>10月6日～10月10日</td> <td>7.02</td> <td>2.06</td> <td></td> </tr> <tr> <td>10月11日～3月31日</td> <td>7.02</td> <td>1.57</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	項目	管理水位 (m)	取水量 (m/s)		備考	右岸	左岸	4月1日～4月14日	29.8m ※制限水位は 30.3m	7.02	2.32		4月15日～4月30日	33.98	2.32		5月1日～5月20日	33.98	7.82		5月21日～9月5日	33.98	8.17		9月6日～9月30日	7.02	7.56		10月6日～10月10日	7.02	2.06		10月11日～3月31日	7.02	1.57		
項目	管理水位 (m)			取水量 (m/s)			備考																															
		右岸	左岸																																			
4月1日～4月14日	29.8m ※制限水位は 30.3m	7.02	2.32																																			
4月15日～4月30日		33.98	2.32																																			
5月1日～5月20日		33.98	7.82																																			
5月21日～9月5日		33.98	8.17																																			
9月6日～9月30日		7.02	7.56																																			
10月6日～10月10日		7.02	2.06																																			
10月11日～3月31日		7.02	1.57																																			
<p>4. 第三者に対する措置</p>	<p>(1) 騒音、振動対策</p> <p>1) 本工事区域は、騒音規制法（昭和43年法律第98号）第3条又は振動規制法（昭和51年法律第64号）第3条の規定に基づき指定された地域であるため、機械作業に当たっては、「土地改良事業請負工事標準機械経費算定基準」（昭和58年2月28日付け58構改D第147号構造改善局長通達）に示す低騒音・低振動型機械を使用して施工するものとする。</p> <p>2) 各種重機械による作業に際し、地域の環境規制基準に抵触する恐れのある作業については、振動、騒音等の計測を行うものとし、その結果、工法変更する必要がある場合は、監督職員と協議するものとする。</p> <p>3) 住民からの苦情等があった場合は、内容をよく聞き取り、速やかに監督職員に報告するとともにその処理について、監督職員と協議するものとする。</p> <p>(2) 防塵処理対策</p> <p>各種機材等搬入出時の車両の走行による砂塵等で周辺民家、施設等に害を及ぼさないよう努め、散水等の防塵対策が必要となった場合は、監督職員と協議するものとする。</p> <p>(3) 濁水対策（河川内）</p> <p>本工事施工に当たって、汚濁水等の発生が考えられる場合には、あらかじめ監督職員とその濁水対策について、協議し承諾を得るものとする。</p> <p>なお、汚濁水が工事区域外へ流出することがないように適切な現場管理を行うものとする。</p> <p>(4) 保安対策</p> <p>本工事に配置する保安施設及び交通誘導警備員は、第4章1に示す関連工事において配置することとしているため、計上していないが、現地状況等により必要な場合は、監督職員と協議するものとする。</p> <p>(5) その他</p> <p>既設構造物及び第三者に損害を与えた場合は、受注者の責任で処理するものとする。</p>																																					
<p>5. 防災対策</p>	<p>気象情報（河川管理者、施設管理者等の情報）を的確に把握するとともに特に河川水位（流量）の上昇に対しては、施設管理者との情報を密にし、十分に</p>																																					

項 目	内 容	備 考												
<p>6. 関係機関との調整</p> <p>第5章 提出図書等</p> <p>1. 承諾図書</p> <p>2. 施工図</p> <p>第6章 仮設</p> <p>1. 工事用電力</p> <p>2. 仮設ヤード</p> <p>3. 進入路及び作業ヤード</p> <p>4. 作業船舶(台船)</p>	<p>注意を払い防災体制を確立しておかなければならないものとする。 仮締切毎の管理水位、計画洪水水位、計画洪水量は、次のとおりである。 また、関連工事と相互に調整し、避難経路の計画を立てておかなければならない。</p> <table border="1" data-bbox="432 383 1366 528"> <thead> <tr> <th data-bbox="432 383 655 454">防災体制の確立を要する期間</th> <th data-bbox="655 383 890 454">管理水位(m)</th> <th colspan="2" data-bbox="890 383 1198 454">計画洪水水位 (m)</th> <th data-bbox="1198 383 1366 454">計画洪水量(m³/s)</th> </tr> <tr> <td data-bbox="432 454 655 528" rowspan="2">令和7年10月～令和8年5月</td> <td data-bbox="655 454 890 528" rowspan="2">特別仕様書第4章3.のとおりに</td> <th data-bbox="890 454 1043 483">上流側</th> <th data-bbox="1043 454 1198 483">下流側</th> <td data-bbox="1198 454 1366 528" rowspan="2">392</td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="890 483 1043 528">WL. 29.356</td> <td data-bbox="1043 483 1198 528">WL. 25.980</td> </tr> </tbody> </table> <p>本工事の施工に当たり、関係機関及び自治体等から時間制約条件等の何らかの条件を付された場合は、監督職員と協議するものとする。</p> <p>共通仕様書(施)第1章1-1-6に示す実施仕様書・計算書及び詳細図の提出は工事の始期から30日以内に提出するものとする。 また、承諾・不承諾は提出があった日から14日以内に文書で通知するものとする。</p> <p>受注者は、施工図が第三者の有する著作権を侵害し、発注者が著作権法に従い第三者に損害の回復等の処置を講じなければならないときは、発注者にかわり、その損害を負担し又は回復等の処置を講ずるものとする。</p> <p>据付工事に使用する電力設備及び電力料金は、受注者の負担とする。</p> <p>(1) 仮設ヤードは、図面に示す範囲を使用するものとする。 なお、発注者の想定している範囲でヤードが不足するなどの場合は、監督職員と協議するものとする。また、仮設ヤードの設置、撤去復旧は関連工事を実施し、仮設ヤードを共用することとなるため、使用に当たっては、関連工事の受注者と綿密な連絡・調整を行うものとする。</p> <p>(2) 工事期間中の維持、補修、管理は関連工事と協力して行うものとする。</p> <p>(3) 進入口付近の一般公道へ、土砂等が流出しないよう維持管理に十分注意し、必要な対策を講じるものとする。</p> <p>(1) 据付機械等の現場への搬入は、下流進入路を利用できるものとする。 (2) 洪水吐1号ゲート扉体については、台船ヤード及び台船クレーン(関連工事で設置)にて搬入・搬出を行う計画であり、その他の資材については、大型車により下流進入路から搬入・搬出する計画である。 なお、資材の搬入・搬出のために必要な台船ヤードから荷台船への荷下ろしクレーンは、本工事において配置するものとする。</p> <p>(3) 進入路、作業ヤード及び台船等の使用については、関連工事の受注者と綿密な連絡・調整を行い、工程の円滑な進捗を図るものとする。 本工事での台船の使用日数は、2.5日(クレーン用台船は1日)を見込んでいる。 なお、想定日数と実際の日数が大きく異なる場合は、監督職員と協議するものとする。</p> <p>(1) 作業船舶は、クレーン用台船(80tクローラークレーン含む)、資材運搬用台船(120t積)、引船で1班とする。 (2) クレーン用台船は、700t積油圧スパット台船とする。 (3) 本工事において使用する作業船舶の運転に係る費用(運転経費及び損料)は、本工事受注者の負担とする。 (4) 作業船舶が故障した場合、安全の確保に必要な措置を講じなければなら</p>	防災体制の確立を要する期間	管理水位(m)	計画洪水水位 (m)		計画洪水量(m ³ /s)	令和7年10月～令和8年5月	特別仕様書第4章3.のとおりに	上流側	下流側	392	WL. 29.356	WL. 25.980	
防災体制の確立を要する期間	管理水位(m)	計画洪水水位 (m)		計画洪水量(m ³ /s)										
令和7年10月～令和8年5月	特別仕様書第4章3.のとおりに	上流側	下流側	392										
		WL. 29.356	WL. 25.980											

項 目	内 容	備 考																																																												
第7章 工事用地等	<p>らない。</p> <p>(5) 作業船舶は、本工事で使用する以外に、関連工事においても使用するため、当該工事の現場代理人等と十分打合せを行って、工事工程に支障が生じないように調整を行うものとする。</p>																																																													
1. 発注者が確保している用地	発注者が確保している工事用地及び工事施工上必要な用地（以下「工事用地等」という。）は、別添図面に示すとおりである。																																																													
2. 工事用地等の使用及び返還	発注者が確保している工事用地等以外の用地が、受注者の都合により必要となった場合は、一切を受注者の責任により処理するものとするが、借地する場合及び返還する場合は、発注者に報告するものとする。																																																													
第8章 貸与する資料等	<p>本工事の設計・施工において関連する次の資料は貸与する。</p> <p>(1) 資 料 名</p> <p>1) 平成 27 年度矢作川総合第二期農地防災事業明治用水頭首工ゲート耐震化対策建設工事完成図書</p> <p>2) 平成 30 年度矢作川総合第二期農地防災事業明治用水頭首工ゲート耐震化対策二期建設工事完成図書</p> <p>3) 令和 4 年度矢作川総合第二期地区 明治用水頭首工復旧工法検討業務報告書</p> <p>(2) 貸与期間：工事契約から工事完成まで</p> <p>(3) 返納場所：矢作川総合第二期農地防災事業所明治用水頭首工復旧建設所</p> <p>(4) 貸与条件：貸与資料の内容については、発注者の許可なく他に公表してはならない。</p>																																																													
第9章 試運転調整	<p>(1) 本工事で実施する電気設備を含めた試運転調整に要する電力料金（基本料金・使用料金）は受注者において負担する。</p> <p>(2) 試運転調整の実施に当たっては、事前に詳細な実施計画書を作成し、監督職員に提出して承諾を得るものとする。</p> <p>(3) 受注者は、発注者が行う遠方監視制御装置からの総合試運転調整に立ち会わなければならない。</p>																																																													
第10章 支給材料	<p>支給する材料は次のとおりである。</p> <p>(1) 支給材料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>品 名</th> <th>規 格</th> <th>数 量</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4">洪水吐1号ゲート設備</td> </tr> <tr> <td>洪水吐1号ゲート扉体</td> <td>16.500m×2.800m</td> <td>1 門</td> <td>水源管理所</td> </tr> <tr> <td>チェーン</td> <td></td> <td>1 式</td> <td>右岸ヤード</td> </tr> <tr> <td>チェーンカバー</td> <td></td> <td>1 基</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>チェーンガイド</td> <td></td> <td>1 基</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>取外し戸当り</td> <td>P2 上流側</td> <td>1 組</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>チェーン式開閉装置</td> <td></td> <td>1 基</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>洪水吐水門1号・維持放流水門機側操作盤</td> <td></td> <td>1 面</td> <td>工場</td> </tr> <tr> <td colspan="4">鋼製付属設備</td> </tr> <tr> <td>踊り場</td> <td>1.085m×1.750m</td> <td>1 基</td> <td>右岸ヤード</td> </tr> <tr> <td colspan="4">電気配管・配線</td> </tr> <tr> <td>厚鋼電線管</td> <td>G22 定尺 3.66m</td> <td>1 本</td> <td>P3 巻上機室</td> </tr> <tr> <td>厚鋼電線管</td> <td>G28 定尺 3.66m</td> <td>4 本</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>厚鋼電線管</td> <td>G36 定尺 3.66m</td> <td>3 本</td> <td>〃</td> </tr> </tbody> </table>	品 名	規 格	数 量	備 考	洪水吐1号ゲート設備				洪水吐1号ゲート扉体	16.500m×2.800m	1 門	水源管理所	チェーン		1 式	右岸ヤード	チェーンカバー		1 基	〃	チェーンガイド		1 基	〃	取外し戸当り	P2 上流側	1 組	〃	チェーン式開閉装置		1 基	〃	洪水吐水門1号・維持放流水門機側操作盤		1 面	工場	鋼製付属設備				踊り場	1.085m×1.750m	1 基	右岸ヤード	電気配管・配線				厚鋼電線管	G22 定尺 3.66m	1 本	P3 巻上機室	厚鋼電線管	G28 定尺 3.66m	4 本	〃	厚鋼電線管	G36 定尺 3.66m	3 本	〃	
品 名	規 格	数 量	備 考																																																											
洪水吐1号ゲート設備																																																														
洪水吐1号ゲート扉体	16.500m×2.800m	1 門	水源管理所																																																											
チェーン		1 式	右岸ヤード																																																											
チェーンカバー		1 基	〃																																																											
チェーンガイド		1 基	〃																																																											
取外し戸当り	P2 上流側	1 組	〃																																																											
チェーン式開閉装置		1 基	〃																																																											
洪水吐水門1号・維持放流水門機側操作盤		1 面	工場																																																											
鋼製付属設備																																																														
踊り場	1.085m×1.750m	1 基	右岸ヤード																																																											
電気配管・配線																																																														
厚鋼電線管	G22 定尺 3.66m	1 本	P3 巻上機室																																																											
厚鋼電線管	G28 定尺 3.66m	4 本	〃																																																											
厚鋼電線管	G36 定尺 3.66m	3 本	〃																																																											

項 目	内 容	備 考
2. 設計諸元	<p>件及び設置条件に対して十分な強度、性能及び機能を有するものとする。 (3) 耐久性及び安全性並びに維持管理を考慮した構造とする。 (4) 運転が確実で操作の容易なものとする。 (5) 設計、製作、据付に当たって特許等を使用する場合はその詳細を明記するものとする。</p> <p>(1) 洪水吐1号ゲート 1) 形 式：SUS製プレートガーダ構造ローラゲート 2) 純径間 × 堰高：16.500m×2.800m 3) 門 数：1門 4) 設計水深 前面：3.30m (EL30.85) 後面：0.00m (EL27.55) 5) 操作水深 前面：3.30m (EL30.85) (開時) 後面：0.00m (EL27.55) 6) 操作水深 前面：3.30m (EL30.85) (閉時) 後面：0.00m (EL27.55) 7) ゲート敷高：EL27.50 8) 水密方式：前面3方ゴム水密 9) 開閉装置：電動チェーン式 10) 開閉速度：0.3m/min程度 11) 開閉荷重：400kN 12) 揚程(通常)：6.55m 13) 操作方式：機側及び遠隔操作</p> <p>(2) 洪水吐予備ゲート戸当り 1) 形 式：フローティングゲート 2) 扉 高：3.7m 3) ゲート敷高：EL27.500</p> <p>(3) 維持放流ゲート 1) 形 式：SUS製プレートガーダ構造スライドゲート 2) 純径間×有効高：1.300m×1.200m 3) 門 数：1門 4) 設計水深 前面：3.80m (EL30.80) 後面：0.00m (EL27.00) 5) 操作水深 前面：3.30m (EL30.30) (開時) 後面：0.00m (EL27.00) 6) 操作水深 前面：3.30m (EL30.30) (閉時) 後面：0.00m (EL27.00) 7) ゲート敷高：EL27.00 8) 水密方式：後方4方ゴム水密 9) 開閉装置：電動ラック式 10) 開閉速度：0.3m/min程度 11) 開閉荷重：30kN 12) 揚 程：1.30m (通常) 1.50m (保守) 13) 操作方式：機側及び遠方操作 14) 許容応力度：ダム・堰施設技術基準(案)に準拠</p> <p>(4) 魚道ゲート 1) 形 式：SUS製スライドゲート 2) 純径間×有効高：1.000m×1.000m 3) 門 数：1門</p>	

項 目	内 容	備 考																																	
3. 材料	<p>4) 設計水深 前面：3.80m (EL30.80) 後面：0.00m (EL27.00)</p> <p>5) 操作水深 前面：3.30m (EL30.30) (開時) 後面：0.00m (EL27.00)</p> <p>6) 操作水深 前面：3.30m (EL30.30) (閉時) 後面：0.00m (EL27.00)</p> <p>7) ゲート敷高：EL27.00</p> <p>8) 水密方式：後方4方ゴム水密</p> <p>9) 開閉装置：ラック式</p> <p>10) 開閉速度：11.0cm/30rev</p> <p>11) 開閉荷重：20kN</p> <p>12) 揚程：1.0m (通常) 1.07m (保守)</p> <p>13) 操作方式：手動</p> <p>14) 許容応力度：ダム・堰施設技術基準(案)に準拠</p> <p>(5) 維持放流ゲート操作台防護柵</p> <p>1) 材質：鋼製</p> <p>2) 縦×横×高さ：2.50m×3.60m×1.10m</p> <p>(6) 踊り場</p> <p>1) 材質：鋼製</p> <p>2) 寸法：1.085m×1.750m</p> <p>(1) 本工事で使用する主要材料は次のとおりとし、JIS規格品又は同等以上とする。</p> <p>1) 洪水吐1号ゲート</p> <table border="1" data-bbox="491 1137 1310 1355"> <thead> <tr> <th>用途</th> <th>部材名称</th> <th>材質</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">戸当り</td> <td>各戸当り(露出部) ボルト・ナット</td> <td>SUS304</td> </tr> <tr> <td>〃(埋設部)</td> <td>SS400</td> </tr> <tr> <td>主ローラ踏面</td> <td>SUS304N2-X</td> </tr> <tr> <td>主ローレル踏面(後面)</td> <td>SM400</td> </tr> </tbody> </table> <p>2) 洪水吐1号予備ゲート</p> <table border="1" data-bbox="491 1422 1310 1601"> <thead> <tr> <th>用途</th> <th>部材名称</th> <th>材質</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">戸当り</td> <td>各戸当り(露出部) ボルト・ナット(露出部)</td> <td>SUS304</td> </tr> <tr> <td>各戸当り(埋設部) ボルト・ナット</td> <td>SS400</td> </tr> </tbody> </table> <p>3) 維持放流ゲート</p> <table border="1" data-bbox="491 1668 1310 1953"> <thead> <tr> <th>用途</th> <th>部材名称</th> <th>材質</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">扉体</td> <td>スキンプレート 主桁・補助桁 水密ゴム押板 ボルト・ナット</td> <td>SUS304</td> </tr> <tr> <td>水密ゴム</td> <td>CR(合成ゴム)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">戸当り</td> <td>各戸当り(露出部)</td> <td>SUS304</td> </tr> <tr> <td>各戸当り(埋設部)</td> <td>SS400</td> </tr> </tbody> </table>	用途	部材名称	材質	戸当り	各戸当り(露出部) ボルト・ナット	SUS304	〃(埋設部)	SS400	主ローラ踏面	SUS304N2-X	主ローレル踏面(後面)	SM400	用途	部材名称	材質	戸当り	各戸当り(露出部) ボルト・ナット(露出部)	SUS304	各戸当り(埋設部) ボルト・ナット	SS400	用途	部材名称	材質	扉体	スキンプレート 主桁・補助桁 水密ゴム押板 ボルト・ナット	SUS304	水密ゴム	CR(合成ゴム)	戸当り	各戸当り(露出部)	SUS304	各戸当り(埋設部)	SS400	
用途	部材名称	材質																																	
戸当り	各戸当り(露出部) ボルト・ナット	SUS304																																	
	〃(埋設部)	SS400																																	
	主ローラ踏面	SUS304N2-X																																	
	主ローレル踏面(後面)	SM400																																	
用途	部材名称	材質																																	
戸当り	各戸当り(露出部) ボルト・ナット(露出部)	SUS304																																	
	各戸当り(埋設部) ボルト・ナット	SS400																																	
用途	部材名称	材質																																	
扉体	スキンプレート 主桁・補助桁 水密ゴム押板 ボルト・ナット	SUS304																																	
	水密ゴム	CR(合成ゴム)																																	
戸当り	各戸当り(露出部)	SUS304																																	
	各戸当り(埋設部)	SS400																																	

項 目	内 容	備 考									
<p>第13章 構造及び製作</p> <p>1. 一般事項</p> <p>2. ゲート設備</p>	<p>4) 維持放流ゲート操作台防護柵</p> <table border="1" data-bbox="491 280 1310 459"> <thead> <tr> <th data-bbox="491 280 719 315">用 途</th> <th data-bbox="722 280 1061 315">部材名称</th> <th data-bbox="1064 280 1310 315">材 質</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="491 320 719 421">防護柵</td> <td data-bbox="722 320 1061 421">笠木 支柱 下部桁</td> <td data-bbox="1064 320 1310 421">STKR400</td> </tr> <tr> <td data-bbox="491 425 719 459"></td> <td data-bbox="722 425 1061 459">ベースプレート</td> <td data-bbox="1064 425 1310 459">SS400</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 構造計算の結果、決定する使用材料は、製鉄所のミルシート又は引張強度成績書等を提出し、監督職員の承諾を受けるものとする。</p> <p>(1) 本設備の製作に必要な機器及び材料は、共通仕様書（施）第2章「機器及び材料」及び第4章「水門設備」によるものとする。</p> <p>(2) 本設備の構造及び製作は、共通仕様書（施）第3章「共通施工」及び第4章「水門設備」によるものとする。</p> <p>(3) 本設備は、共通仕様書（施）第4章「水門設備」によるものとするが、受注者の新技術及び新製品等があれば提案を行うことが可能である。</p> <p>(4) 水門設備の主要部は運転開始から長期の運転に耐えうる設計を行うこと。</p> <p>(1) 洪水吐1号ゲート戸当り</p> <p>1) 戸当り</p> <p>① コンクリート埋設部以外は、ステンレス材を使用するものとする。</p> <p>② 戸当り金物は、箱抜き内の差筋と確実に固定させ、作用荷重をコンクリート構造物へ確実に伝達できる構造とする。</p> <p>③ 取外し戸当りは、組立解体及び保守点検が容易な構造とし、取付けボルトはステンレス材を使用するものとする。</p> <p>(2) 洪水吐1号予備ゲート</p> <p>1) 戸当り</p> <p>① コンクリート埋設部以外は、ステンレス材を使用するものとする。</p> <p>② 戸当り金物は、箱抜き内の差筋と確実に固定させ、作用荷重をコンクリート構造物へ確実に伝達できる構造とする。</p> <p>(3) 維持放流ゲート</p> <p>1) 扉体</p> <p>① 扉体は、下流側にスキンプレーートを配置し、主桁、補助桁、端桁等より構成されるプレートガーダ構造とする。</p> <p>② 扉体の主桁には、水溜りが生じないように水抜き穴を設けるものとする。</p> <p>③ 上・側部水密ゴムは、P型ゴム、底部水密ゴムは平ゴムとし、四方水密により完全止水できる構造とする。</p> <p>2) 戸当り</p> <p>① コンクリート埋設部以外は、ステンレス材を使用するものとする。</p> <p>② 戸当り金物は、箱抜き内の差筋と確実に固定させ、作用荷重をコンクリート構造物へ確実に伝達できる構造とする。</p> <p>3) 開閉装置</p> <p>① 開閉装置は、電動ラック式（単動型）とし、主電動機及び減速機、ラックピニオン等により構成された一体構造とする。</p> <p>② 安全防止用としてラックカバーを設けるものとする。</p> <p>③ 緊急時に市販の電動回転工具等で容易に開閉操作できる構造とすること。なお、この場合は指定の開閉速度を要しなくてもよい。</p>	用 途	部材名称	材 質	防護柵	笠木 支柱 下部桁	STKR400		ベースプレート	SS400	
用 途	部材名称	材 質									
防護柵	笠木 支柱 下部桁	STKR400									
	ベースプレート	SS400									

項 目	内 容	備 考
3. 管理設備 第14章 電気通信設備	(4) 魚道ゲート 1) ゲート設備本体 ① 水密ゴムは平ゴムとし、四方水密により完全止水する構造とする。 ② 本ゲートは、既製品を想定しており、オールアンカー等で土木構造物に容易に固定できる構造とする。 2) 開閉装置 開閉装置は、ラック式（単動型）とし、手動開閉操作とする。	
1. 一般事項	(1) 動力設備に関する一般使用は、「電気設備標準機器仕様書」（平成14年3月農林水産省農村振興局整備部設計課）に準ずるものとする。なお、各設備、機器、器具毎の仕様、適用機械等（JIS、JEC、JEM等）は、共通仕様書（施）並びに関係諸基準に準ずるものとする。 (2) 使用する機器、器具等は日本国内で調達可能なものとする。 (3) 電源・接地線・信号回路等の外部との接続部分は、避雷器等の確実な耐雷対策を行うものとする。 (4) 指示計及び表示灯 1) 電圧計、電流計は広角形とし、電流計は各モーターに対応させる。 2) 状態表示及び故障表示は集合表示とし、ランプテストができるものとする。 3) 計器類及び表示等は、外部より見やすい位置に配置するものとする。 (5) 設置場所 機側操作盤は、操作、保守点検及び修理を原則として前面からできる構造とし、ゲート開閉動作の確認が容易で機器の搬入搬出に支障がない場所に設置する。	
2. 設備概要	本水門設備の電気設備は、水源管理所で受電し、関連工事が配電した電源を使用するものとする。	
3. 負荷設備等	(1) 負荷設備（洪水吐1号ゲート用電動機） 1) 形 式：三相誘導電動機（電磁ブレーキ付） 2) 絶縁の種類：F種 3) 保護形式：IP55 4) 構造：全閉外扇形 5) 極 数：6極 6) 電 圧：200V 7) 周 波 数：60Hz 8) 時間定格：連続定格 9) 起動トルク：定格トルクの200%以上 10) 最大トルク：定格トルクの300%以下 11) ブレーキ容量：定格トルクの150%程度 (2) 負荷設備（維持放流ゲート） 1) 形 式：三相誘導電動機（電磁ブレーキ付） 2) 絶縁の種類：F種 3) 保護形式：IP55 4) 構造：全閉外扇形 5) 極 数：6極 6) 電 圧：200V	

項 目	内 容	備 考
	<p>7) 周 波 数 : 60Hz 8) 時 間 定 格 : 連続定格 9) 起 動 ト ル ク : 定格トルクの200%以上 10) 最 大 ト ル ク : 定格トルクの300%以下 11) ブレーキ容量 : 定格トルクの150%程度</p> <p>(3) 洪水吐水門1号・維持放流水門機側操作盤</p> <p>1) 機器仕様</p> <p>① 形 式 : 屋内自立閉鎖形 1面 ② 使用場所 : 屋内 ③ 材 質 : 鋼材 ④ 用 途 : 水門扉数 2門 駆動方式 チェーン式 (洪水吐1号ゲート) ラック式 (維持放流ゲート)</p> <p>⑤ 盤面取付機器</p> <p>ア) 交流電流計 3個 イ) 交流電圧計 1個 ウ) 開閉指示計 2個 エ) 集合表示灯 1式 (9窓×2セット、12窓×3セット) オ) 小扉スイッチ 1個 (機側-遠隔) カ) 押銘スイッチ 開 (上昇) 2個 閉 (下降) 2個 停止 2個 警報停止 1個 故障復帰 1個 ランプテスト 1個 キ) 非常停止スイッチ 1個</p> <p>⑥ 盤内収納器具</p> <p>ア) 配線用遮断器 1式 3P100AF 1個 3P50AF 3個 2P50AF 1個 2P30AF 7個 イ) 漏電リレー 1個 30mA ウ) 単相変圧器 1台 200/150V 2kVA エ) 電圧継電器 4個 オ) 可逆式電磁接触器 3個 カ) 電磁接触器 5個 キ) 変流器 3個 ク) A/I変換機 3個 ケ) 盤内照明 1式 コ) 盤内コンセント 1式 サ) スペースヒータ 1式 シ) 電流計用アナログ信号 1式 出力選択切替回路 ス) ゲート開度計用S/I、R/I 1式 セ) 電源用避雷器 1式 ソ) FL-Net通信用機器 1式</p>	

項 目	内 容	備 考																																										
	<p>タ) 進相コンデンサ 3台 チ) その他必要なもの 1式</p> <p>2) 改造仕様</p> <p>① 維持放流ゲートの駆動方式がスピンドル式からラック式に変更となるため、盤内機器の取替等を行うものとする。</p> <p>② 下表の改造仕様は、「開閉荷重 単動30kN、電動機容量0.4kW」を用いた場合の仕様であり、これによらない場合は、発注者と協議するものとする。</p> <table border="1" data-bbox="430 515 1364 940"> <thead> <tr> <th rowspan="2">機器名称</th> <th rowspan="2">改造内容</th> <th colspan="2">機器仕様</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>現 状</th> <th>改造後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>進相コンデンサ</td> <td>取替</td> <td>50μF</td> <td>15μF</td> <td></td> </tr> <tr> <td>変流器</td> <td>取替</td> <td>20A/5A</td> <td>5/5A</td> <td></td> </tr> <tr> <td>電流計</td> <td>取替</td> <td>0-20-60A</td> <td>0-5-15A 又は、0-3-9A</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3Eリレー本体</td> <td>設定変更</td> <td>8.5A\times2</td> <td>6A\times0.5</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3E用変流器</td> <td>貫通部の対象電線の交換</td> <td>貫通1, タップ20</td> <td>貫通2, タップ20</td> <td></td> </tr> <tr> <td>電動インタロック</td> <td>補助継電器(33M3)の入力を短絡</td> <td>有り</td> <td>無し</td> <td></td> </tr> <tr> <td>手動表示灯</td> <td>表示灯銘板撤去</td> <td>有り</td> <td>無し</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	機器名称	改造内容	機器仕様		備考	現 状	改造後	進相コンデンサ	取替	50 μ F	15 μ F		変流器	取替	20A/5A	5/5A		電流計	取替	0-20-60A	0-5-15A 又は、0-3-9A		3Eリレー本体	設定変更	8.5A \times 2	6A \times 0.5		3E用変流器	貫通部の対象電線の交換	貫通1, タップ20	貫通2, タップ20		電動インタロック	補助継電器(33M3)の入力を短絡	有り	無し		手動表示灯	表示灯銘板撤去	有り	無し		
機器名称	改造内容			機器仕様			備考																																					
		現 状	改造後																																									
進相コンデンサ	取替	50 μ F	15 μ F																																									
変流器	取替	20A/5A	5/5A																																									
電流計	取替	0-20-60A	0-5-15A 又は、0-3-9A																																									
3Eリレー本体	設定変更	8.5A \times 2	6A \times 0.5																																									
3E用変流器	貫通部の対象電線の交換	貫通1, タップ20	貫通2, タップ20																																									
電動インタロック	補助継電器(33M3)の入力を短絡	有り	無し																																									
手動表示灯	表示灯銘板撤去	有り	無し																																									
<p>第15章 塗装</p> <p>1. 一般事項</p> <p>2. 施工方法</p> <p>3. 塗装仕様</p>	<p>(1) 外注品の塗装仕様についてはメーカー標準仕様とする。</p> <p>(2) 塗装は各部の塗装仕様により施工するものとし、搬入据付等により塗膜の損傷が生じた場合は正規の塗装と同等以上の補修を行い仕上げるものとする。</p> <p>(3) ステンレス部材及びコンクリート埋設部の部材については塗装を行わないものとする。なお、ステンレス部材は、酸洗いを十分に行うものとする。</p> <p>(1) 塗装作業は、鋼材表面の素地調整を十分に行った後に実施し、一次プライマー及び各層の塗り重ねは塗装系に応じた塗装間隔を守り、層ごとに色分けを行い施工するものとする。</p> <p>(2) 現場溶接部及び工場での塗り残し部の塗装は、現場補修等を行い、塗装を仕上げるものとする。</p> <p>(1) 維持放流ゲート操作台防護柵 維持放流ゲート操作台防護柵については、溶融亜鉛メッキ塗装とする。 なお、膜厚は、HDZT56 (56μm以上) とする。</p>																																											
<p>第16章 据付</p> <p>1. 一般事項</p> <p>2. 据付基準点</p>	<p>受注者は、設計変更が生じ、契約変更に必要な測量・設計図書の作成を監督職員から指示された場合は、それに応ずるものとする。 なお、その経費については、別途協議するものとする。</p> <p>据付は、共通仕様書(施)第3章第7節から第12節によるものとし、特記及び追加事項は、次によるものとする。</p> <p>本工事の据付基準点は、図面「位置図」に示す河川左岸側の河川距離標 YL34.6 (EL=34.321) を使用するものとする。 なお、補助BMを設けた場合は、位置及び標高を監督職員に報告し、承認を得るものとする。</p>																																											

項 目	内 容	備 考																																			
3. 機械設備	<p>(1) 設備の配置は、操作及び保守点検が容易なように配置するものとする。</p> <p>(2) 設備の据付に重機械を使用する場合は、既設構造物に損傷を与えないように留意しなければならない。</p> <p>(3) 扉体の据付に当たっては、損傷を与えないように、かつ機能を十分に発揮するように正確に据付なければならない。</p> <p>(4) 小配管設備の振動絶縁等が必要なところには、フレキシブルジョイントを設けるものとする。</p> <p>(5) 箱抜き等の別途施工時の際、受注者は、この施工に立会い確認しなければならない。また、埋込み固定する部材（戸当り金物等）は、二次コンクリート施工に際し、芯に狂いが生じないように施工しなければならない。</p>																																				
4. 電気設備	<p>(1) 機器等の据付は、地震時における水平移動・転倒等の事故を防止するため、法令・基準等に準拠した耐震計算を行い、監督職員の承諾を受け施工するものとする。</p> <p>なお、耐震クラスは「JEM-TR144」に示すSクラス以上とする。</p> <p>(2) 電気設備を固定するアンカーボルトにあと施工アンカーを使用する場合は、おねじ形の金属拡張アンカー又は接着系アンカーを使用するものとする。</p> <p>なお、めねじ形の金属拡張アンカーは、原則として使用しないものとする。</p>																																				
5. 付帯土木工事	<p>(1) 既設底部戸当り撤去工 洪水吐1号ゲート及び洪水吐1号予備ゲートの既設底部戸当りの撤去に係る土木構造物のはつりは本工事において施工するものとする。</p> <p>なお、施工に当たっては、戸当り据付用差筋以外の既設鉄筋を切断しないよう十分注意するものとする。</p> <p>(2) アンカー工 アンカー工の削孔に当たっては、既設鉄筋を切断しないよう十分注意し、施工面に対して直角になるように施工しなければならない。</p> <p>なお、既設鉄筋が支障となり削孔長を確保できない場合は、監督職員と協議するものとする。</p> <p>(3) 二次コンクリート工 ゲート設備の据付に係る二次コンクリートは本工事において施工するものとする。</p> <p>なお、施工に当たっては、共通仕様書（施）第3章第13節3-13-1に基づき適切に施工するものとする。</p>																																				
6. 据付材料	<p>据付時に使用する主要材料の規格及び品質は、下記によるものとする。</p> <p>(1) コンクリート コンクリートは、レディーミクストコンクリートとし、種類は次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="435 1624 1366 2040"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>呼び強度 (N/mm²)</th> <th>スラブ[°] (cm)</th> <th>粗骨材の最大寸法(mm)</th> <th>W/C (%)</th> <th>セメントの種類</th> <th>使用目的</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高強度 コンクリート</td> <td>50</td> <td>18</td> <td>25(20)</td> <td>55以下</td> <td>N・BB</td> <td>洪水吐・洪水吐予備ゲート底部戸当り</td> </tr> <tr> <td>鉄筋 コンクリート</td> <td>40</td> <td>12</td> <td>25(20)</td> <td>55以下</td> <td>N・BB</td> <td>洪水吐側部戸当り, 維持放流ゲート</td> </tr> <tr> <td>鉄筋 コンクリート</td> <td>24</td> <td>12</td> <td>25(20)</td> <td>55以下</td> <td>N・BB</td> <td>魚道ゲート</td> </tr> <tr> <td>無筋 コンクリート</td> <td>18</td> <td>8</td> <td>25(20)</td> <td>60以下</td> <td>N・BB</td> <td>洪水吐予備ゲート側部戸当り</td> </tr> </tbody> </table>	種類	呼び強度 (N/mm ²)	スラブ [°] (cm)	粗骨材の最大寸法(mm)	W/C (%)	セメントの種類	使用目的	高強度 コンクリート	50	18	25(20)	55以下	N・BB	洪水吐・洪水吐予備ゲート底部戸当り	鉄筋 コンクリート	40	12	25(20)	55以下	N・BB	洪水吐側部戸当り, 維持放流ゲート	鉄筋 コンクリート	24	12	25(20)	55以下	N・BB	魚道ゲート	無筋 コンクリート	18	8	25(20)	60以下	N・BB	洪水吐予備ゲート側部戸当り	
種類	呼び強度 (N/mm ²)	スラブ [°] (cm)	粗骨材の最大寸法(mm)	W/C (%)	セメントの種類	使用目的																															
高強度 コンクリート	50	18	25(20)	55以下	N・BB	洪水吐・洪水吐予備ゲート底部戸当り																															
鉄筋 コンクリート	40	12	25(20)	55以下	N・BB	洪水吐側部戸当り, 維持放流ゲート																															
鉄筋 コンクリート	24	12	25(20)	55以下	N・BB	魚道ゲート																															
無筋 コンクリート	18	8	25(20)	60以下	N・BB	洪水吐予備ゲート側部戸当り																															

項 目	内 容	備 考																																														
<p>7. 建設資材等の搬出</p> <p>8. 特定建設資材の分別解体等</p>	<p>(2) 見本又は資料の提出 次に示す材料は、使用前に次の資料を監督職員に提出するものとする。</p> <table border="1" data-bbox="430 313 1364 492"> <thead> <tr> <th>材料名</th> <th>提出物</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>スライドゲート（既製品）</td> <td>カタログ</td> </tr> <tr> <td>コンクリート</td> <td>配合計画書・試験成績書</td> </tr> <tr> <td>アンカーボルト</td> <td>カタログ、試験成績書</td> </tr> <tr> <td>電線管・電線類</td> <td>カタログ</td> </tr> </tbody> </table> <p>本工事の施工に伴い発生する建設資材廃棄物等を本現場内で利用することが困難な場合は、次に示す処理施設へ搬出するものとするが、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。</p> <table border="1" data-bbox="430 627 1364 840"> <thead> <tr> <th>建設資材廃棄物</th> <th>処 理 施設名</th> <th>住 所</th> <th>受入れ 時間</th> <th>事業 区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>コンクリート殻 (有筋)</td> <td>(株)近藤開発</td> <td>岡崎市富尾町 字若狭 79</td> <td>8:00～ 17:00</td> <td>中間処 理業者</td> </tr> <tr> <td>廃プラスチック</td> <td>(株)リョクリン 日進リサイクルセンター</td> <td>日進市北進町 福井 182-45</td> <td>8:00～ 17:00</td> <td>中間処 理業者</td> </tr> </tbody> </table> <p>工事における特定建設資材の工程ごとの作業内容及び分別解体等の方法は、次のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="430 929 1364 1422"> <thead> <tr> <th>工 程</th> <th>作業内容</th> <th>分別解体等の方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①仮設</td> <td>仮設工事 ■有 □無</td> <td>■手作業 □手作業・機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td>②土工</td> <td>土工事 □有 ■無</td> <td>□手作業 □手作業・機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td>③基礎</td> <td>基礎工事 □有 ■無</td> <td>□手作業 □手作業・機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td>④本体構造物 (ゲート設備)</td> <td>本体構造工事 ■有 □無</td> <td>□手作業 ■手作業・機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td>⑤本体付属 (電気設備)</td> <td>本体付属工事 ■有 □無</td> <td>□手作業 ■手作業・機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td>⑥その他</td> <td>その他工事 □有 ■無</td> <td>□手作業 □手作業・機械作業の併用</td> </tr> </tbody> </table> <p>注) ■が該当部分である。</p>	材料名	提出物	スライドゲート（既製品）	カタログ	コンクリート	配合計画書・試験成績書	アンカーボルト	カタログ、試験成績書	電線管・電線類	カタログ	建設資材廃棄物	処 理 施設名	住 所	受入れ 時間	事業 区分	コンクリート殻 (有筋)	(株)近藤開発	岡崎市富尾町 字若狭 79	8:00～ 17:00	中間処 理業者	廃プラスチック	(株)リョクリン 日進リサイクルセンター	日進市北進町 福井 182-45	8:00～ 17:00	中間処 理業者	工 程	作業内容	分別解体等の方法	①仮設	仮設工事 ■有 □無	■手作業 □手作業・機械作業の併用	②土工	土工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用	③基礎	基礎工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用	④本体構造物 (ゲート設備)	本体構造工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用	⑤本体付属 (電気設備)	本体付属工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用	⑥その他	その他工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用	
材料名	提出物																																															
スライドゲート（既製品）	カタログ																																															
コンクリート	配合計画書・試験成績書																																															
アンカーボルト	カタログ、試験成績書																																															
電線管・電線類	カタログ																																															
建設資材廃棄物	処 理 施設名	住 所	受入れ 時間	事業 区分																																												
コンクリート殻 (有筋)	(株)近藤開発	岡崎市富尾町 字若狭 79	8:00～ 17:00	中間処 理業者																																												
廃プラスチック	(株)リョクリン 日進リサイクルセンター	日進市北進町 福井 182-45	8:00～ 17:00	中間処 理業者																																												
工 程	作業内容	分別解体等の方法																																														
①仮設	仮設工事 ■有 □無	■手作業 □手作業・機械作業の併用																																														
②土工	土工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用																																														
③基礎	基礎工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用																																														
④本体構造物 (ゲート設備)	本体構造工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用																																														
⑤本体付属 (電気設備)	本体付属工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用																																														
⑥その他	その他工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用																																														

項 目	内 容				備 考
第17章 試験及び検査 1. 検測又は確認 (施工段階確認)	(1) 本工事の施工段階確認は、次表に示すとおりである。ただし、確認時期・頻度については、監督職員の指示により変更する場合がある。 1) 施設機械工事等				
河川・水路用水門設備	出来形管理	施設機械工事等施工管理基準第2編第1章第1節「直接測定による出来形管理」による。	施設機械工事等施工管理基準第1章第1節による。	○	洪水吐1号ゲート，維持放流ゲート，魚道ゲート
	品質管理	施設機械工事等施工管理基準第2編第1章第2節「品質管理」による。		○	
	出来形管理	ダム・堰施設検査要領(案)(同解説)「修理用ゲート」による。	ダム・堰施設検査要領(案)同解説「修理用ゲート」による。	○	洪水吐1号予備ゲート
	品質管理	ダム・堰施設検査要領(案)(同解説)「修理用ゲート」による。		○	
電気設備	出来形管理	ア 承諾図書に示す構造及び方法により所定の位置に据付けられていること。 イ 据付水平度等が許容値以内であること(製造者の基準による。) ウ アンカーボルト等で堅固に固定されていること。 エ アンカーボルトのねじ部の先端が、ナットの上からねじ山が2～3山以上(目安)確保されていること。	現場据付時	○	
(2) 前項(1)の1)の表に示す以外の工種は、自主検査記録を確認する必要があるため、監督職員が求めた場合、これに応じなければならない。					
(3) 工場で行う施工段階確認は、日本国内の工場で行うものとする。					

項 目	内 容	備 考
2. 中間技術検査	<p>(1) 発注者から監督職員を通じて、中間技術検査を実施する旨の通知を受けた場合は、従わなければならない。</p> <p>(2) 中間技術検査を受ける場合は、あらかじめ監督職員から指示する出来形図及び出来形数量内訳書を作成し、監督職員へ提出しなければならない。</p> <p>(3) 契約図書により義務づけられた工事記録写真、出来形管理資料、工事関係図及び工事報告書等の資料を整備し、中間技術検査を命ぜられた職員（以下「技術検査職員」という。）から提示を求められた場合は、従わなければならない。</p> <p>(4) 技術検査職員から修補を求められた場合は、従わなければならない。</p> <p>(5) 中間技術検査又は修補に要する費用は、受注者の負担とする。</p>	
第18章 施工管理等		
1. 主任技術者等の資格	<p>主任技術者又は監理技術者は、次に示す資格を有するものでなければならない。</p> <p>ア 主任技術者 建設業法第7条第2項イ、ロ又はハに該当する者であること。</p> <p>イ 監理技術者</p> <p>① 建設業法第15条第2項イ又はハに該当する者であること。</p> <p>② 監理技術者資格者証を有する者であること。 講習修了証についても有する者であること。</p>	
2. 施工管理	<p>施工管理は、農林水産省農村振興局制定「施設機械工事等施工管理基準」（平成19年3月）及び一般社団法人「ダム・堰施設検査要領（案）（同解説）」、共通仕様書（施）によるものとする。</p> <p>なお、これらに定められていない事項については、受注者の基準によるが、この場合は、あらかじめ監督職員の承諾を得るものとする。</p>	
3. 工事写真における黒板情報の電子化について	<p>黒板情報の電子化は、被写体画像の撮影と同時に工事写真における黒板の記載情報の電子的記入を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化を図るものである。</p> <p>受注者は、工事契約後に監督職員の承諾を得た上で黒板情報の電子化を行うことができる。黒板情報の電子化を行う場合、受注者は、以下の（1）から（4）によりこれを実施するものとする。</p> <p>(1) 使用する機器・ソフトウェア</p> <p>受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器・ソフトウェア等（以下、「機器等」という。）は、「施設機械工事等施工管理基準 第1編 共通編 第2章 撮影記録による施工管理」に示す項目の電子的記入ができるもので、かつ「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト(CRYPTREC 暗号リスト)」（URL「https://www.cryptrec.go.jp/list.html」）に記載する基準を用いた信憑性確認機能（改ざん検知機能）を有するものを使用するものとする。</p> <p>(2) 機器等の導入</p> <p>1) 黒板情報の電子化に必要な機器等は、受注者が準備するものとする。</p> <p>2) 受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器等を選定し、監督職員の承諾を得なければならない。</p> <p>(3) 黒板情報の電子的記入に関する取扱い</p> <p>1) 受注者は、(1)の機器等を用いて工事写真を撮影する場合は、被写体と黒板情報を電子画像として同時に記録してもよいこととする。</p> <p>2) 本工事の工事写真の取扱いは、「施設機械工事等施工管理基準 第1編 共通編 第2章 撮影記録による施工管理」及び「電子化写真データの作成要領（案）」によるものとする。なお、上記1)に示す黒板情報の電子的記入については、「電子化写真データの作成要領（案）6 写真編集等」</p>	

項 目	内 容	備 考
4. 工事等における遠隔確認について	<p>に示す写真編集」には該当しないものとする。</p> <p>3) 黒板情報の電子化を適用する場合は、従来型の黒板を写し込んだ写真を撮影する必要はない。</p> <p>(4) 写真の納品受注者は、(3)に示す黒板情報の電子化を行った写真を、工事完成時に発注者へ納品するものとする。</p> <p>なお、受注者は納品時に URL (http://www.cals.jaic.or.jp/CIM/sharing/index_digital.html)のチェックシステム(信憑性チェックツール)を搭載した写真管理ソフトウェアを用いて、黒板情報を電子化した写真の信憑性確認を行い、その結果を監督職員へ提出するものとする。</p> <p>(5) 費用 機器等の導入に要する費用は、従来の黒板に代わるものであり、技術管理費の写真管理に要する費用に含まれる。</p> <p>(1) 本工事は、施工段階確認、材料検査、立会等による確認を受注者が動画撮影用カメラにより撮影した映像と音声を監督職員等に同時配信し、双方向通信により会話をしながら監督職員等がモニター上で工事現場等の確認(以下「遠隔確認」という)を行う工事である。</p> <p>(2) 遠隔確認の活用は、「工事現場等における遠隔確認に関する実施要領」によるものとする。</p> <p>(3) 農林水産省が推奨する Web 会議システムは、Microsoft Teams である。</p> <p>(4) 通信環境が整わない現場や遠隔確認が非効率となる場合も想定されることから、受発注者の協議により遠隔確認の適用・不適用を決定するものとする。</p>	
第19章 条件変更の補足説明	<p>本工事は、施工に当たり、自然的又は人為的な施工条件が設計図書と異なる場合、あるいは設計図書と異なる場合、あるいは設計図書に示されていない場合の施工条件の変更に該当する主な事項は、次のとおりである。</p> <p>(1) 設計諸元等条件変更に係るもの</p> <p>(2) 関連工事との調整に係るもの</p> <p>(3) 法・基準の改正に係るもの</p> <p>(4) 河川の流況(洪水の発生)</p> <p>(5) 第三者の協議結果に伴って変更が生じた場合</p> <p>(6) 関連工事及び関係機関との調整に係るもの</p>	
第20章 公共事業関係調査に対する協力	<p>受注者は、本工事が公共事業関係調査の対象となった場合、協力しなければならない。</p>	
第21章 その他	<p>1. 電子納品 工事完成図書を共通仕様書(施)第1章1-1-26及び第1章1-1-28に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。 ・工事完成図書の電子媒体(CD-R若しくはDVD-R) 正副2部</p> <p>2. 配置予定管理技術者等の専任期間 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間(現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間)については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、現場に着手する日については、請負契約の締結後、監督職員との打合せにおいて定める。 また、現場への専任期間については、契約工期が基本となるが、契約工期内であっても、工事完成後、検査が終了し(発注者の都合により検査が遅延した場合を除く)事務手続、後片付け等のみが残っている期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。 なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日とする。</p>	

項 目	内 容	備 考
3. ワンデーレス ポンス実施に 関する事項	<p>さらに、工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間については、同一工場内で他の同種工事に係る製作と一元的な管理体制のもとで製作を行うことが可能である場合は、同一の監理技術者等がこれらの製作を一括管理することができる。</p> <p>「ワンデーレスポンス」とは、監督職員が受注者からの協議等に対する指示、通知を原則「その日のうち」に回答する対応である。ただし、「その日のうち」の回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを受注者と協議のうえ、回答日を通知するなど、何らかの回答を「その日のうち」にすることである。</p> <p>なお、「その日のうち」とは、午前に協議等が行われたものは、その日のうちに回答することを原則とし、午後に協議等が行われたものは、翌日中に回答するものとする。ただし、原則として閉庁日を除く。</p>	
4. 契約後 VE 提 案	<p>(1) 定 義</p> <p>「VE 提案」とは、工事請負契約書第19条の2の規定に基づき、契約締結後、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等の設計図書の変更について、受注者が発注者に行う提案をいう。</p> <p>(2) VE 提案の意義及び範囲</p> <p>1) VE 提案の範囲は、設計図書に定められている内容のうち工事材料及び施工方法等に係る変更により請負代金額の低減を伴うものとし、原則として工事目的物の変更を伴わないものとする。</p> <p>2) ただし、次の提案は、VE 提案の範囲に含めないものとする。</p> <p>①施工方法等を除く工期の延長等の施工条件の変更を伴う提案</p> <p>②工事請負契約書第18条（条件変更等）に基づき条件変更が確認された後の提案</p> <p>③競争参加資格要件として求めた同種工事又は類似工事の範囲を超えるような 工事材料、施工方法等の変更の提案</p> <p>(3) VE 提案書の提出</p> <p>1) 受注者は、(2)の VE 提案を行う場合、次に掲げる事項を VE 提案書（共通仕様書（施）工事関係書類様式（様式－6）の様式1～様式4に記載し、発注者に提出しなければならない。</p> <p>①設計図書に定める内容と VE 提案の内容の対比及び提案理由</p> <p>②VE 提案の実施方法に関する事項（当該提案に係る施工上の条件等を含む）</p> <p>③VE 提案が採用された場合の工事代金額の概算低減額及び算出根拠</p> <p>④発注者が別途発注する関連工事との関係</p> <p>⑤工業所有権を含む VE 提案である場合、その取扱いに関する事項</p> <p>⑥その他 VE 提案が採用された場合に留意すべき事項</p> <p>2) 発注者は、提出された VE 提案書に関する追加的な資料、図書その他の書類の提出を受注者に求めることができる。</p> <p>3) 受注者は、VE 提案を契約締結の日より、当該 VE 提案に係る部分の施工に着手する日の35日前までに、発注者に提出できるものとする。</p> <p>4) VE 提案の提出費用は、受注者の負担とする。</p> <p>(4) VE 提案の適否等</p> <p>1) 発注者は、VE 提案の採否について、原則として、VE 提案を受領した日の翌日から14日以内に書面（共通仕様書（施）工事関係書類様式（様式－6）の様式5により通知するものとする。</p> <p>ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、受注者の同意を得た上でこの期間を延長することができるものとする。</p> <p>2) また、VE 提案が適正と認められなかった場合には、その理由を付して通知するものとする。</p>	

項 目	内 容	備 考
	<p>3) VE 提案の審査に当たっては、施工の確実性、安全性、設計図書と比較した経済性を評価する。</p> <p>4) 発注者は、VE 提案により設計図書の変更を行う場合は、工事請負契約書第19条の2（設計図書の変更に係るこの提案）の規定に基づくものとする。</p> <p>5) 発注者は、VE 提案により設計図書の変更を行う場合は、工事請負契約書第25条（請負代金額の変更方法等）の規定により請負代金額の変更を行うものとする。</p> <p>6) 前項の変更を行う場合においては、VE 提案により請負代金額が低減すると見込まれる額の10分の5に相当する額（以下、「VE 管理費」という。）を削減しないものとする。</p> <p>7) VE 提案を採用した後、工事請負契約書第18条（条件変更等）の条件変更が生じた場合において、発注者が VE 提案に対する変更案を求めた場合、受注者はこれに応じるものとする。</p> <p>8) 発注者は、工事請負契約書第18条（条件変更等）の条件変更が生じた場合には、工事請負契約書第25条（請負代金額の変更方法等）第1項の規定に基づき、請負代金額の変更を行うものとする。VE 提案を採用した後、工事請負契約書第18条（条件変更等）の条件変更が生じた場合の前記6) の VE 管理費については、変更しないものとする。</p> <p>ただし、双方の責に帰することができない理由（不可抗力、予測不可能な事由等）により、工事の続行が不可能又は著しく工事低減額が減少した場合においては、発注者と受注者が協議して定めるものとする。</p> <p>(5) VE 提案書の使用 発注者は、VE 提案を採用した場合、工業所有権が設定されたものを除き、その内容が一般的に使用されている状態となった場合は、当該工事以外の工事においてその内容を無償で使用する権利を有するものとする。</p> <p>(6) 責任の所在 発注者が VE 提案を適正と認め、設計図書の変更を行った場合においても、VE 提案を行った受注者の責任が否定されるものではないこととする。</p>	
5. 入札後契約前 VE 提案	<p>工事請負契約書第18 条の条件変更が生じた場合においても、入札後契約前 VE 管理費については原則として変更はしないものとする。ただし、工事の続行が不可能又は著しく工事低減額が減少した場合においては、発注者と受注者の協議により定めるものとする。</p>	
6. 工期	<p>本工事は、受注者の円滑な工事施工体制を確保するため、事前に建設資材、建設労働者の確保などが図れる余裕期間と実工期を合わせた全体工期を設定した工事であり、発注者が示した工事完了期限までの間で、受注者は工事の始期及び終期を任意に設定できる。</p> <p>なお、受注者は、契約を締結するまでの間に別記様式により、工事の始期及び終期を通知しなければならない。</p> <p>工事の始期までの余裕期間内は、主任技術者又は監理技術者を配置することを要しない。また、現場に搬入しない資材等の手配等を行うことができるが、資材の搬入や仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。</p> <p>全体工期：契約締結の日から令和8年3月23日（工事完了期限日）まで</p>	
7. CORINS への登録	<p>技術者の従事期間は、契約（変更の場合は、変更契約）工期をもって登録することとし、余裕期間を含まないものとする。</p>	
8. 工事の施工効率向上対策	<p>受発注者間の現場条件等の確認の場として、次の会議を設置するので、現場代理人等の受注者代表は、次の事項並びに「工事の施工効率向上対策」（農水省 WEB サイト）を十分に理解のうえ、対応するものとする。</p>	

項 目	内 容	備 考
<p>9. 工事付属品</p> <p>10. 現場環境の改善の試行</p>	<p>(1) 工事円滑化会議（施工条件確認会議） 工事契約後に、円滑な工事着手が図れるよう事業所長、次長、建設所長、主任監督員（主催）及び監督員が、現場代理人、受注会社幹部に設計の考え方等を説明し、共有を図るものとする。なお、開催日程・出席者・課題等については現場代理人と監督職員の開催日程・出席者・課題等については現場代理人と監督職員の協議により定めるものとする。</p> <p>(2) 工事円滑化会議（工程確認会議） 工事着手時および新工種発生時等において、現場代理人・受注会社幹部並びに事業所長、次長、建設所長、主任監督員（主催）、監督員が、施工計画、工事工程等について、確認し、円滑な工事の実施を図る工事円滑化会議を開催するものとする。なお、開催日程・出席者・課題等については現場代理人と監督職員の協議により定めるものとする。</p> <p>(3) 設計変更確認会議 工事完成前に、設計変更手続きや工事検査が円滑に行われるよう、現場代理人・受注会社幹部並びに事業所長、次長、建設所長、主任監督員（主催）、監督員が、工期、設計変更内容、技術提案の履行状況等について、高いレベルで確認する設計変更確認会議を開催するものとする。なお、開催日程・出席者・課題等については、現場代理人と監督職員と協議し定めるものとする。</p> <p>(4) 対策検討会議 工事実施中において、自然的又は人為的な要因等により、工事の工期、設計及び施工等に大きな影響をもたらす重大な事象が発生した際に、調査設計段階の検討内容を含めた技術課題等の迅速な解決に向けて、現場代理人・受注会社幹部並びに各地方農政局地方参事官（議長）・関係課職員、事業所長、次長、建設所長、主任監督員、監督員が対応方針の協議・確認を行う対策検討会議を開催することができるものとする。なお、対策検討会議は、現場代理人と監督職員が工事円滑化会議等において協議の上開催する。</p> <p>(5) 建設コンサルタントの出席 上記6. 1)、2) 3) 及び4) の会議に必要なに応じて建設コンサルタントを出席させる場合は、必要経費を積算し、別途契約により対応するものとする。なお、工事受注者の同会議出席に要する経費については、当該工事の現場管理費の中の通信交通費に含まれるものと考えており、開催回数に関わらず変更契約の対象としない。</p> <p>(6) 工事円滑化会議、設計変更確認会議及び対策検討会議において確認した事項については、打合せ記録簿に記録し、相互に確認するものとする。</p> <p>本工事で製作据付した設備の維持管理及び運転操作に必要な図書等は、工事付属品として監督職員の指示する場所に3部を備え付けなければならない。</p> <p>本工事は、だれでも働きやすい現場環境（快適トイレ）の整備について、監督職員と協議し、変更契約においてその整備に必要な費用を計上する試行工事である。</p> <p>(1) 内容 受注者は、現場に以下のア～サの仕様を満たす快適トイレを設置することを原則とする。 ただし、シ～チについては、満たしていればより快適に使用できるものと思われる項目であり、必須ではない。 【快適トイレに求める機能】</p>	

項 目	内 容	備 考
	<p>ア 様式（洋風）便器 イ 水洗及び簡易水洗機能（し尿処理装置付き含む） ウ 臭い逆流防止機能 エ 容易に開かない施錠機能 オ 照明設備 カ 衣類掛け等のフック又は荷物の置ける棚等（耐荷重を5kg以上とする）</p> <p>【付属品として備えるもの】</p> <p>キ 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示 ク 周囲からトイレの入口が直接見えない工夫 ケ サニタリーボックス コ 鍵と手洗器 サ 便座除菌クリーナー等の衛生用品【推奨する仕様、付属品】 シ 便房内寸法900×900mm以上（面積ではない） ス 擬音装置（機能を含む） セ 着替え台 ソ 臭気対策機能の多重化 タ 室内温度の調整が可能な設備 チ 小物置き場（トイレットペーパー予備置き場等）</p> <p>(2) 快適トイレに要する費用 快適トイレに要する費用については、当初は計上していない。 受注者は、上記（1）の内容を満たす快適トイレであることを示す書類を添付し、規格、基数等の詳細について監督職員と協議することとし、精算変更時において、見積書を提出するものとする。【快適トイレに求める機能】ア～カ及び【付属品として備えるもの】キ～チの費用については、従来品相当を差し引いた後、51,000円/基・月を上限に設計変更の対象とする。 なお、設計変更数量の上限は、男女別で各1基ずつ2基/工事（施工箇所）までとする。 また、運搬・設置費は共通仮設費（率）に含むものとし、2基/工事（施工箇所）より多く設置する場合や積算上限額を超える費用については、別途計上は行わない。</p> <p>(3) 快適トイレの手配が困難な場合は、監督職員と協議の上、本項の対象外とする。</p>	
11. 総価契約単価合意方式（包括的単価個別合意方式）について	<p>(1) 本工事は、請負代金額の変更があった場合における変更金額や部分払金額の算定を行う際に用いる単価等をあらかじめ協議し、合意しておくことにより、設計変更や部分払に伴う協議の円滑化に資することを目的として、実施する総価契約単価合意方式（包括的単価個別合意方式）の対象工事である。</p> <p>(2) 受発注者間で作成のうえ、合意した単価合意書は、公表するものとする。</p>	
12. 法定外の労災保険の付保	<p>本工事において、受注者は法定外の労災保険に付さなければならない。</p>	
13. 1日未満で完了する作業の積算	<p>(1) 本工事における1日未満で完了する作業の積算（以下、「1日未満積算基準」という。）は、変更積算のみに適用する。</p> <p>(2) 受注者は、施工パッケージ型積算基準と乖離があった場合に、1日未満積算基準の適用について、協議の発議を行うことができる。</p> <p>(3) 同一作業員の作業が他工種等の作業と組合せて1日作業となる場合には、1日未満積算基準は適用しない。</p> <p>(4) 受注者は、協議に当たって、1日未満積算基準に該当することを示す書面、その他協議に必要となる根拠資料（見積書、契約書、請求書等）によ</p>	

項 目	内 容	備 考
第22章 定めなき事項	<p>り、施工パッケージ型積算基準との乖離が確認できない場合には、1日未満積算基準は適用しない。</p> <p>(5) 災害復旧工事等での人工精算、「時間的制約を受ける工事の積算方法」を適用しての積算など、1日未満積算基準以外の方法によることが適当と判断される場合には、1日未満積算基準を適用しない。</p> <p>(1) 契約書、設計図面及び本仕様書に示されていない事項であっても構造、機能上又は製作据付上、当然必要と認められる軽微な事項については、受注者の負担で処理するものとする。</p> <p>(2) この仕様書に定めない事項又はこの工事の施工にあたり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。</p>	

(別記様式)

工期通知書

令和〇年〇月〇日

分任支出負担行為担当官
東海農政局矢作川総合第二期農地防災事業所長
長山 政道 様

住 所
商号又は名称
氏 名

次のとおり工期を定めたので通知します。

工 事 名	明治用水頭首工地区 明治用水頭首工洪水吐1号ゲート他製作・据付工事
工事場所	愛知県豊田市室町及び水源町地内
契約予定年月日	令和 年 月 日
工事の始期	令和 年 月 日
工 期	工事の始期から (〇〇〇日間) 令和 年 月 日

※契約の締結までに提出すること。

※契約書には本通知書により通知した工期（工事の始期及び終期）を記載する。

令和7年度

土地改良施設突発事故復旧事業

明治用水頭首工地区 明治用水頭首工洪水吐1号ゲート他製作・据付工事

工 事 数 量 表
【当初】

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
直接製作費				
1. 水門扉製作工				
(1)戸当り工	洪水吐1号ゲート			
戸当り製作工(材料費)		式	1	
戸当り製作工(労務費及び塗装費)		式	1	
(2)戸当り工	洪水吐1号予備ゲート			
戸当り製作工(材料費)		式	1	
戸当り製作工(労務費及び塗装費)		式	1	
2. 小形水門扉製作工	維持放流ゲート			
(1)扉体工				
扉体製作工(材料費)		式	1	
扉体製作工(労務費及び塗装費)		式	1	
(2)戸当り工				
戸当り製作工(材料費)		式	1	
戸当り製作工(労務費及び塗装費)		式	1	
(3)開閉装置工				
開閉装置(機器単体費・ラック式)		式	1	
ラック電動開閉機 単動	巻上能力 30kN	台	1	
ラック棒 SUS304	単動30kN用 連動50kN用	m	6	
ラック継手・吊りピン SCS13	単動30kN用 連動50kN用	個	1	
ラック中間軸受 SUS304	単動30kN用 連動50kN用	個	1	
3. 電気設備工				
(1)機側操作盤改造工				
洪水吐1号水門・維持放流水門機側操作盤改造工		面	1	
4. 鋼製付属設備製作工	維持放流ゲート操作台防護柵			

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
(1)鋼製付属設備製作工				
鋼製付属設備製作工（製作費）		式	1	
鋼製付属設備製作工（塗装費）		式	1	
直接工事費				
1. 輸送費				
(1)輸送費				
輸送費		式	1	
輸送費(洪水吐1号ゲート戸当り)	河川・水路用水門設備, 4.859ton, 475.3km	式	1	
輸送費(予備ゲート戸当り)	河川・水路用水門設備, 3.488ton, 475.3km	式	1	
輸送費（維持放流ゲート）	河川・水路用水門設備, フレートゲート構造ローゲート・スライドゲート,, 1.56[各単	式	1	
輸送費（機側操作盤）	南相馬～現場,,	式	1	
輸送費（右岸ヤード～明治用水頭首工）	河川・水路用水門設備, 9.1ton, 4.9km	式	1	
輸送費（右岸ヤード～明治用水頭首工）	鋼製付属設備, 0.36ton, 0.55km	式	1	
2. 水門扉据付工				
(1)水門扉据付工	洪水吐1号ゲート			
既設底部戸当り切断・撤去工		式	1	
P1部側部戸当り据付工		式	1	
底部戸当り据付工		式	1	
扉体運搬・仮置き工	保管場所から台船積込	式	1	
扉体運搬・仮置き工	台船から上流仮締切内	式	1	
扉体据付工		門	1	
扉体吊ピース撤去工		式	1	
取外し戸当り設置工	P1上・下流側	組	1	
取外し戸当り設置工	P2上流側	組	1	
開閉装置据付工		基	1	

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
チェーン・チェーンカバー・チェーンが`ト`取付工		式	1	
試運転調整工	水管理との対向試験を含む	式	1	
コンクリートアンカー工	戸当り底面用	本	70	
コンクリートアンカー工	戸当り側面用	本	164	
コンクリートアンカー工	開閉装置固定用	本	24	
二次コンクリート工	底部戸当り	m3	4.0	
二次コンクリート工	側部戸当り	m3	4.4	
型枠工		式	1	
台船運転経費		式	1	
足場工		式	1	
産業廃棄物処理工	鉄筋コンクリート	m3	0.4	
(2)水門扉据付工	洪水吐1号予備ゲート戸当り			
既設底部戸当り撤去工		式	1	
P1部側部戸当り据付工		式	1	
底部戸当り据付工		式	1	
コンクリートアンカー工(底面用)		本	72	
コンクリートアンカー工(側面用)		本	70	
二次コンクリート工	底部戸当り	m3	7.5	
二次コンクリート工	側部戸当り	m3	0.9	
足場工		式	1	
産業廃棄物処理工	鉄筋コンクリート	m3	1.3	
(3)水門扉据付工	洪水吐2号ゲート			
試運転調整工	水管理との対向試験含む	式	1	
3. 小形水門扉据付工				
(1)小形水門扉据付工	維持放流ゲート			

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
水門扉据付工		門	1	
二次コンクリート費(小形水門設備)	小形水門設備	式	1	
コンクリートアンカー工		本	60	
足場工		式	1	
(2)小形水門扉据付工	魚道ゲート			
水門設備据付工		門	1	
簡易スライドゲート	SUS304、W1000×H1040、 アンカー付属,,	門	1	
コンクリートアンカー工		本	14	
二次コンクリート工		m3	0.3	
型枠工		式	1	
足場工		式	1	
4. 電気盤類据付工(用排水機以外)				
(1)仮配線撤去工				
仮配管撤去工		式	1	
仮配線撤去工		式	1	
産業廃棄物処理工	廃プラ (FEP)	m3	0.1	
(2)配管・配線復旧工				
配管工	再利用	式	1	
配線工	再利用	式	1	
配線機器等設置工	再利用	式	1	
(3)高圧受変電設備設置工				
機側操作盤据付工	洪水吐水門1号・維持放 流水門用, 再利用	面	1	
コンクリートアンカー工		本	6	
5. 鋼製付属設備据付工				
(1)鋼製付属設備据付工	維持放流ゲート操作台防 護柵			

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
鋼製付属設備据付工		基	1	
鋼製付属設備据付工（直接経費）		式	1	
コンクリートアンカー工		本	20	
（2）鋼製付属設備据付工	P2 踊り場			
鋼製付属設備据付工		基	1	
踊り場	P2 1.085m×1.750m,	基	1	
鋼製付属設備据付工（直接経費）		式	1	
運搬費				
1. 重建設機械運搬				
（1）重建設機械運搬				
重建設機械分解・組立・輸送	扉体台船積込	式	1	
重建設機械分解・組立・輸送	扉体据付	式	1	